

## 地域福祉の理論と方法

問題 32 地域住民の社会福祉についての理解や意識等に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 「福祉活動参加指針」では、福祉活動への理解を深めるために幼少期からの福祉活動の体験や生涯を通じた福祉教育・学習の機会の提供が必要であるとされた。
- 2 「ゴールドプラン 21」では、地域生活支援体制の構築に向けて、ボランティア活動や福祉教育、介護に対する理解の促進よりも、専門職の養成確保を優先すべきとした。
- 3 「障害者に関する世論調査(平成 19 年 2 月調査)」(内閣府)によると、「障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だ」という考え方についてどう思うか」という質問に対して、「そう思う」と回答した人は、平成 13 年 9 月調査の結果よりも減少している。
- 4 学校教育法第 31 条では、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動などの充実に努めることを位置づけ、社会福祉協議会との連携を規定している。
- 5 「地域福祉のあり方研究会報告書」では、障害及び障害者に関する国民理解を促進し、障害者への配慮等について国民の協力を得るために、啓発・広報活動や福祉教育を盛り込むことが重要であるとされた。

(注) 1 「福祉活動参加指針」とは、「国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」(平成 5 年厚生省告示)のことである。

2 「ゴールドプラン 21」とは、「今後 5 か年間の高齢者保健福祉施策の方向」のことである。

3 「地域福祉のあり方研究会報告書」とは、「地域における『新たな支え合い』を求めて－住民と行政の協働による新しい福祉－」(平成 20 年、これからの地域福祉のあり方に関する研究会)のことである。

問題 33 イギリスのコミュニティケア，公私関係に関する次の記述のうち，正しいものを一つ選びなさい。

- 1 ベヴァリッジ(Beveridge, W.)は，「ベヴァリッジ報告」の後，「ボランティアアクション」を公刊し，ボランティアセクターに対する福祉国家の優位性を強調した。
- 2 「シーボーム報告」を受けて，「地方自治体社会サービス法」が成立し，地方自治体において利用者ごとの分野別部局体制が強化された。
- 3 「パークレイ報告」を受けて，「社会サービス法」が成立し，より包括的なノーマライゼーションなどの理念に基づくコミュニティケアが推進された。
- 4 「グリフィス報告」を受けて，福祉施設を公的に整備するための「国民保健サービス及びコミュニティケア法」が成立した。
- 5 ブレア政権は，ボランティアセクターやコミュニティの役割を重視し，政府セクターとボランティアセクターが「コンパクト」と呼ばれる協約を結ぶ政策を展開した。

問題 34 ボランティア・市民活動等に関する次の記述のうち，正しいものを一つ選びなさい。

- 1 住民参加型在宅福祉サービスは，介護保険制度上の介護報酬の対象とならないものに限り行う市民による活動である。
- 2 特定非営利活動法人のうち，「保健・医療・福祉の増進を図る活動」を活動分野としている団体は，平成 22 年 3 月現在 5 割以上を占める。
- 3 特定非営利活動法人は，特定非営利活動を行うことを主たる目的とし，その設立に当たっては所轄庁の認可を受けなければならない。
- 4 企業の社会貢献は，自発的に行われる社会活動としてのメセナと芸術文化活動を支援するフィランソロピーに大別される。
- 5 社会的企業とは，経営者や株主の利益を最優先し，コミュニティなどに対して社会的な目的のための事業を行う企業のことである。

問題 35 地域福祉と社会福祉施設などに関する次の記述のうち、最も適切なものを一つ選びなさい。

- 1 「施設の社会化」とは、コミュニティケアやノーマライゼーションという考え方を踏まえて、施設が閉鎖的にならないようにインターネットなどにより情報発信をするためのIT環境の整備を図ることである。
- 2 「地域移行」とは、ドーナツ化現象が著しい地方都市などで、街の中心地に社会福祉施設なども含めて様々な機能を集中させることで、快適な生活が送れるようにしていこうとする障害者支援施策の一つである。
- 3 「小規模多機能型居宅介護」とは、介護が必要となった障害者が、今までの人間関係や生活環境をできるだけ維持できるよう、「泊まり」を中心に「治療」「就労」の3つのサービス形態が一体となり提供するサービスである。
- 4 「隣保館」とは、地域社会の中で福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点である公民館のことである。
- 5 「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」では、「地域との交流と連携」についての評価項目が設けられ、その中には利用者と地域のかかわり、ボランティアの受入れなどについての項目が位置づけられている。

(注) 「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」とは、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」(平成16年5月7日厚生労働省通知)に基づくものである。

問題 36 社会福祉協議会に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 都道府県社会福祉協議会が実施することとなっている日常生活自立支援事業の委託先は、市町村社会福祉協議会に限定されている。
- 2 地域福祉計画は、市町村社会福祉協議会が中心となって策定する地域福祉活動計画と一体的に策定するよう社会福祉法に義務づけられている。
- 3 関係行政庁の職員は市町村社会福祉協議会の役員になることができるが、役員総数の5分の1を超えてはならない。
- 4 市町村社会福祉協議会には、第一種・第二種社会福祉事業の企画及び実施が義務づけられている。
- 5 市町村社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を営む者を会員にすることができない。

問題 37 民生委員法及び児童福祉法の民生委員・児童委員に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って保護指導に当たることとされている。
- 2 民生委員協議会は、市町村に一つ組織され、民生委員が担当する区域又は事項を定めるなどの任務がある。
- 3 主任児童委員は、民生委員として区域を担当するとともに、他の児童委員との調整や活動の支援を兼務する。
- 4 児童委員は、児童福祉法に基づく推薦委員会により選任され、それに基づき厚生労働大臣が委嘱する。
- 5 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が市町村長の意見を聞いて定める。

問題 38 事例を読んで、福祉活動専門員が今後行うことに関する次の記述のうち、最も適切なものを一つ選びなさい。

〔事例〕

一人暮らしのAさん(78歳)は、要支援に認定されているが介護保険サービスは利用していない。市の社会福祉協議会のボランティアが訪問している。「物忘れが多くなり、生活に支障がないか心配だ」とボランティアから社会福祉協議会に連絡があり、福祉活動専門員はAさんの自宅を訪問して、今後行うことについて検討することとした。

- 1 市の保健センターの保健師に連絡して、介護予防事業の利用促進を依頼する。
- 2 地域包括支援センターと協力しながら民生委員や町内会などに依頼し、見守りの体制を充実するようにする。
- 3 かかりつけ医に、Aさんの認知症の診断のための入院措置について相談する。
- 4 地域の中で認知症の高齢者が排除されないよう、介護相談員の養成講座を企画する。
- 5 特別養護老人ホームへの入所を視野に入れて、居宅介護支援事業所の介護支援専門員に相談する。

問題 39 共同募金に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 共同募金の寄附金は、地域福祉を推進するために、都道府県の区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数に配分しなければならない。
- 2 共同募金の寄附金の公正な配分に資するために、市町村共同募金委員会に配分委員会を設置することが義務づけられている。
- 3 都道府県共同募金会は、災害に備えるために、準備金を積み立て、他の都道府県の共同募金会に拠出することができる。
- 4 都道府県共同募金会が行っている歳末たすけあい募金は、共同募金には含まれない。
- 5 都道府県共同募金会が行う共同募金事業は、第二種社会福祉事業に位置づけられている。

問題 40 事例を読んで、社会福祉士の活動に関する次の記述のうち、最も適切なものを一つ選びなさい。

〔事例〕

Z市では地域住民の参加のもとに、地域福祉計画を策定することになった。そこで事務局を担当することになった社会福祉士は、地域福祉のニーズを把握するために次のような活動を行った。

- 1 当該地域に関する既存の統計データについて、KJ法を用いて再分析した。
- 2 子育て中の親に集まってもらい子育てニーズを把握するために、デルファイ法を用いて分析した。
- 3 医療・保健・福祉の専門家に対してアウトリーチ法を用いて、意見を集約した。
- 4 当事者団体など関係者に集まってもらい、自由面接法を用いてヒアリングを実施した。
- 5 地域住民から「自ら地区でアンケート調査をしたい」と相談があったので、調査の専門機関に任せるように助言した。

問題 41 「地域包括ケア研究会報告書」にいう地域包括ケアに関する次の記述のうち、最も適切なものを一つ選びなさい。

- 1 地域包括ケアは、地域住民が中心となってつくる福祉システムであるので、医師や保健師はオブザーバーとして参加する。
- 2 地域包括ケアは、対人福祉サービスの供給システムであるので、居住環境整備の課題は含まれない。
- 3 地域包括ケアは、社会福祉基礎構造改革の論議を踏まえて、社会福祉法第4条に定められた地域福祉推進システムである。
- 4 地域包括ケアでは、その前提として自助・互助・共助・公助の役割分担と、互助としての家族及び地域の役割が重視される。
- 5 地域包括ケアは、ケアの継続性や包括性を重視し、緊急時の早期介入は別の仕組みで対応する。

(注) 「地域包括ケア研究会報告書」とは、「地域包括ケア研究会報告書～今後の検討のための論点整理～」(平成21年5月22日厚生労働省公表)のことである。